仕　様　書

I．工事概要

1．工事名称　那覇山原珠視等理施設整工事

2．建物概要

建物名称	構造	階数	棟数	総面積(㎡)	備考
那覇地方裁判所	鉄筋コンクリート造	7	1		

3．工事種目（⊙印をつけたものを適用する）

工事種目＼建物別及び屋外	工事種別				
					構内
⊙電燈設備	一式	一式	一式	一式	
•動力設備	一式	一式	一式	一式	
•電力設備	一式	一式	一式	一式	
•受変電設備	一式	一式	一式	一式	
•自家発電設備	一式	一式	一式	一式	
•避雷針設備	一式	一式	一式	一式	
•電話配電設備	一式	一式	一式	一式	
•電気時計・拡声設備	一式	一式	一式	一式	
•拡声設備	一式	一式	一式	一式	
•表示設備	一式	一式	一式	一式	
•インターホン設備	一式	一式	一式	一式	
•テレビ共聴設備	一式	一式	一式	一式	
•火災報知設備	一式	一式	一式	一式	
•構内交換設備	一式	一式	一式	一式	
•防犯設備	一式	一式	一式	一式	
•					
•					
•					
•構内配電線路					一式
•構内電話線路					一式
•構内電信線路					一式

II．工事仕様

1．共通仕様

① 図面および特記仕様に記載されていない事項は、すべて建設大臣官房官庁営繕部電気設備工事共通仕様書（昭和47年版）、電気設備工事標準図（昭和60年版）による。

2．特記仕様

① 章および項目は番号に○印のついたものを適用する。

② 特記事項で⊙印、•印のある場合は下記による。

⊙印のついたものを適用する。

章	項目	特記事項
一般事項	①．適用基準等	⊙建築工事共通仕様書　建設大臣官房官庁営繕部（昭和60年版） ⊙機械設備工事共通仕様書　建設大臣官房官庁営繕部（昭和60年版） ⊙機械設備工事標準図　建設大臣官房官庁営繕部（昭和60年版）
	2．機材	•この工事に使用する機材は図示の製品か又は同等以上とする。
	3．工事用電力水	⊙本工事に必要な電力水等の費用は請負者の負担とする。
	4．発生材の処置	•引渡しを要するもの（　　）
	5．残土処分	•構内の指定場所に敷ならす　•構外搬出適切処理
	⑥．工事写真	⊙下記のものを原版共監督員に提出する。 地中に埋設されるもの、いんぺいされるもの及び監督員の指示するもの。
	7．他工事との取合い	•埋込形照明器具、埋込形天井スピーカの取付け箇所のボード類、下地の切込み、下地の補強は別途とする。　（建築工事） •自動閉鎖装置を取付ける防火戸の切込み、補強およびドアチェック、フロアーヒンジは別途とする。　（建築工事） •軽量鉄骨壁のボックス取付用下地は別途とする。　（建築工事） ⊙埋込形分電盤、端子盤、プルボックスなどの仮わくは本工事とし、埋込部の補強は別途とする。　（建築工事）
	⑧．諸手続	⊙諸手続などの費用はすべて請負者の負担とする。
	⑨．施工従事者	⊙自家用電気工作物においても法令で定める電気工事士とする。
	⑩．色彩等の指示	⊙監督員の指示による。
	⑪．フラッシュプレート	•樹脂製　•黄銅WB製　•ステンレス製　⊙新金属製
	⑫．プレートの用途別表示	⊙ジョイントボックスおよび器具を実装しないプレートには、略慣などを用いて用途を明示する。
	⑬．電源周波数	⊙60Hz
	⑭．ねじなし電線管の使用	⊙薄鋼電線管を使用することとなっている部分は、同一外径のねじなし電線管を使用してよい。
	⑮．ボンディングの省略	⊙ビス止め形のねじなしカップリングを使用した場合は、鋼製電線管相互のボンディングを省略してよい。
	⑯．呼び線	⊙長さ1メートル以上の入線しない管路には1Ⅴ 1.6㎜（緑）以上の線を挿入する。
	⑰．インサート	⊙本工事に　⊙含む　•含まない
	18．電気工作物の種類	•一般用　•自家用

19．監視制御

監視制御＼工事種目	動力設備	受変電設備	自家発電設備		
警報盤による代表監視	•	•	•	•	•
中央監視盤による監視	•	•	•	•	•
	•	•	•	•	•
現場盤による手元操作	•	•	•	•	•
押ボタンスイッチによる遠方操作	•	•	•	•	•
中央監視盤による遠方操作	•	•	•	•	•
自動起動　自動停止	•	•	•	•	•

20．契約種別　•従量電燈　•甲　•乙　•丙
•低圧電力
•業務用電力
•臨時電力　•甲
•高圧電力　•甲

㉑．竣工図　⊙竣工図をマイクロフィルム化すること。｛ジャケット、アパチャカード検査証1部、目録2部、B－4判に縮少したマイラー1部、同ゼロックス透視2部（黒表紙金文字入）｝

㉒．その他　⊙その他の特記仕様は図面の表示によること。

②．電燈設備

1．電気方式　⊙幹線　単相3線式200／100Ⅴ
⊙分岐　単相2線式　100Ⅴ

2．非常照明用電源　•電池内蔵形　•電源別置形

3．配線器具　•連用形　•単式

4．フロアボックス　•アウトレットボックスとする。

5．フロアプレート　•水平高低調整式　•水平調整式　•簡易式
（いずれの場合も工具締め形または空転防止形とする）

6．ハイテンションアウトレット　•内部固定形　•外部開閉形　•飛出し形

7．分電盤立上り配管の子備　•分電盤には立上り子備配管（25）1本を設ける。

3．動力設備

1．電気方式　•幹線　三相3線式200Ⅴ
•分岐　三相3線式200Ⅴ

2．電動機の接地　•単独接地　•共通母線式　•金属管接地
ただし、7.5KW以上の電動機は、単独接地または共通母線式とする。

3．機器への接続　•本工事により別途制御盤・電動機等への接続は行う。

4．受変電設備

1．電気方式　•三相3線式　KⅤ

2．盤形式　•閉鎖形　•しゃへい形

3．接地　•第1種・第3種共用、第2種単独　•単独　•共同（3Ω以下）
ただし、避雷器接地は単独とする。

4．第1種、第2種接地用接地極　•打込棒　•銅板
本工事に　•含む　•含まない

5．屋外キュービクル基礎
本工事に　•含む　•含まない

6．配線ピットおよびふた　•限流ヒューズを種別・定格電流ごとに1組納入する。

7．予備品

5．自家発電設備

1．電気方式　•三相3線式　•6KⅤ　•200Ⅴ

2．原動機の始動方式　•電気始動式　•空気始動式

3．制御方式　•自動式　•手動式

4．基礎
本工事に　•含む　•含まない

5．配線ピットおよびふた
本工事に　•含む　•含まない

6．屋外貯油槽　躯体は本工事に　•含む　•含まない
燃料槽は本工事に　•含む　•含まない

7．予備燃料　•タンク容量の　%を納入する
•　ℓを納入する

6．避雷針設備

1．突針部　•突針　•むね上導体

2．引下げ導線　•鉄骨または鉄筋を　•利用する　•利用しない

7．電話配線設備

1．フロアボックス　•アウトレットボックスとする。

2．フロアプレート　•水平高低調整式　•水平調整式　•簡易式
（いずれの場合も工具締め形または空転防止形とする）

3．ボタン電話用位置ボックス　•大形四角アウトレットボックス深形とする。

4．ローテンションアウトレット　•一般用　個　•ボタン電話用　個

5．保安器用接地　本工事に　•含む　•含まない

6．配線　•電話機1台につきTIVF0.65～2C、20m、1号ワイヤプロテクタ1.5mをかこむ。

8．電気時計設備

1．親時計　•自立形　•壁掛形

2．時報子時計　親時計に　•内蔵　•別置

3．チャイム　親時計に　•内蔵　•別置

⑨．拡声設備

①．増幅器　⊙卓上形　•キャビネットラック形　•デスク形
⊙出力　W

2．マイクロホン　•単一指向性ダイナミック形　•コンデンサ形

3．マイクスタンド　•床上形　•卓上形

4．アンテナ　本工事に　•含む　•含まない

5．接地　本工事に　•含む　•含まない

10．表示設備

1．電圧　•DC　Ⅴ　•AC　Ⅴ　•AC 100Ⅴ

2．表示器用位置ボックス　6窓をこえるものは　•大形四角アウトレットボックス深形
•特殊ボックス

3．電鈴　•埋込形　•露出形

•一般用　•身障者用

11．インターホン設備

1．電源　•AC 100Ⅴ

2．通話方式　•電話形同時通話　•電話スピーカ形同時通話
•スピーカ形交互通話

3．通話網の方式　•親子式　•相互式　•複合式

4．形式　親機　•卓上形　•壁掛形
子機　•卓上形　•壁掛形

5．位置ボックス　•大形四角アウトレットボックス深形
•特殊ボックス

12．テレビ共聴設備

1．配線方式　•直列ユニット　•幹線分岐式

2．アンテナ　•VHF　•UHF　•素子数　素子
•（ステンレス製）

3．増幅器　•含む　•含まない

4．アンテナ取付ボルト　•13φ2個以上設ける。

5．適用規格　•BL規格

6．アンテナ支線　•ステンレス製　•亜鉛鉄鋼燃線
•22㎜（1.6×7）

13．火災報知設備

1．受信機　•P形　級　回線

2．副受信機　•　回線

3．発信機　•P形　級

4．総合盤　•消火栓箱（別途）に組込む　•専用

5．標識燈　•AC24Ⅴ　•単独AC 100Ⅴ

6．消火栓ポンプ始動　•発信機と連動　•単独

7．付属品　•P形1級受信機の場合は携帯用送受話器を1個付属させる。ただし、副受信機を併用する場合はその台数を加えた個数とする。

8．連動制御器　•　回線　•受信機に組込む

9．自動閉鎖装置　•防火戸用は本工事とする。
•防火シャッタ、防火ダンパー用は別途工事とする。

10．非常警報　•設ける　•設けない

14．構内交換設備

1．交換機形式　•ボタン電話式　•クロスバー分散形中継式
•クロスバ簡易キャビネット形中継台式
•クロスバキャビネット形中継台式

2．中継台の種類　•無ひも式　•有ひも式

3．電話機の色別　•黒電話　•色電話

15．防犯設備

1．受信機

2．警戒方式　•　回線（予備電源付）
•無線式　•赤外線式　•有線式
•磁気式　•光電式

⑯．構内配電線路

①．電気方式　•高圧　三相　3線式　KⅤ
•低圧　三相　3線式　Ⅴ
⊙低圧　単相　3線式100/200Ⅴ
•低圧　単相　線式　Ⅴ（外燈）

②．配線方式　⊙地中線式（•直埋式　⊙管路式）　•架空線式

3．道路横断箇所　•直埋式の場合、道路横断箇所は管路とし、その両端は約1mの余長を見込む。

4．耐塩機材　•使用する　•使用しない

5．マンホール等の昇降用金属製はしご　•納入しない　•最高梁さに適合するもの1台納入する。

6．高低圧埋設ケーブルの標識シート　•設ける　•設けない

7．外燈接地　•単独とする。ただし埋設標は設けない。

8．外燈基礎　•含む　•含まない

17．構内電話・電信路線

1．配線方式　•地中線式（•直埋式　•管路式）　•架空線式

2．道路横断箇所　•直埋式の場合、道路横断箇所は管路とし、その両端は約1mの余長を見込む。

3．マンホール等の昇降用金属製はしご　•納入しない　•最高梁さに適合するもの1台を納入する。

⑱．その他

①．県産品の優先使用　⊙本工事に使用する資材等は、県内で産出、生産又は製造される資材等で、規格、品質、価格などが適正である場合は、これを優先して使用するものとする。
⊙県産品使用状況報告書を検査毎に提出する。

②．失業者吸収率等に関する事項　⊙請負者は、沖縄振興開発特別措置法第39条の規定に基づき定められた別記様式の「公共事業施行通知書」を事業開始前（緊急に工事に着手する必要がある場合その他やむを得ない理由がある場合には事業開始後、速やかに）に主たる事業実施地域を管轄する公共職業安定所に3部提出し、確認された記載事項を遵守するよう努めるものとする。

III．機器取付高

機器取付高は、下表を標準とする。ただし、監督員の指示により変更することがある。

名称		測点	取付高(mm)
電力共通	取引用計器	地上～上端	2,000
	引込開閉器	床上～上端	1,800
電燈	分電盤	床上～中心	1,500 （上端 1,900以下）
	タンブラスイッチ	〃	1,300
	コンセント（一般）	〃	300
	〃（和室）	床上～中心	150
	〃（台上）	台上～中心	150
燈	ブラケット（一般）	床上～中心	2,100
	〃（舞場）	〃	2,500
	〃（鏡上）	鏡端～中心	150
動力	壁掛形制御盤	床上～中心	1,500 （上端 1,900以下）
	手元開閉器	〃	1,500
	操作スイッチ押釦	〃	1,300
電話	室内端子盤	床上～下端	300
	中間端子盤	床上～中心	1,500
	保安器箱	床上～中心	（天井高）×0.9
	壁付位置ボックス（一般）	床上～中心	300
	（和室）	〃	150

名称		測点	取付高(mm)
時計・拡声	壁掛形親時計	床上～中心	1,500 （上端 1,900以下）
	子時計	〃	（天井高）×0.9
	壁掛形スピーカー	〃	〃
	壁付音量調整器	〃	1,300
表示	表示器	床上～中心	（天井高）×0.9
	壁付発信機	〃	1,300
電鈴	ブザー	床上～中心	（天井高）×0.9
	同上用押釦	〃	1,300
インターホン	壁付インターホン	床上～中心	1,300
	壁付位置ボックス（一般）	〃	300
	〃（和室）	〃	150
テレビ	分配器箱	床上～中心	（天井高）×0.9
	テレビアウトレット（一般）	〃	300
	〃（和室）	〃	150
火災報知	受信機・副受信機	床上～操作部	800～1,500
	専用総合盤	床上～中心	1,200～1,500
	発信器	〃	1,200～1,500
	ベル	〃	（天井高）×0.9
	消火栓表示灯	床上～中心	（天井高）×0.8

推薦　沖縄県土木建築部・沖縄県教育庁施設課

発行　㊎ 社団法人　沖縄県建築士事務所協会

製図	（ノ）級建築士（太平）登録第1171-241号 （ノ）級建築士事務所（知念）登録第1815C号	工事場所		図面名称	仕様書（電気設備）	整理番号	
検図						図番 面号	E OF 1